

平成 24 年 8 月 27 日

「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」にかかる意見

農林中央金庫

今回の「所見」は、金融二社の新規業務参入にあたっては、「規模の縮小」「公正な競争条件の確保」が大前提であるというこれまでの我々の主張を十分反映したものとなっており、**「所見」に記載されている考え方のみをもって新規業務の調査審議が行われることに対し、強い懸念を抱かざるを得ない。**

郵政民営化法の改正等によって、金融のユニバーサルサービスが義務付けられたほか日本郵政の株式が復興財源化されることとなったが、一方で金融二社の株式処分について期限の定めがなくなり完全民営化に向けたスケジュールが不透明になったことから、一連の改革の出口とも言える完全民営化実現までの公正な競争条件の確保が従来にもまして重要になっている。

（公正な競争条件の確保）

いわゆる「暗黙の政府保証」について、「所見」では「民営化の実施後も「暗黙の政府保証」が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくもの」であり、「政府保証に対する誤解は払拭されつつある」とされているが、民営化されたとはいえ、持ち株会社を通じて間接的な政府出資が続いている現在の金融二社については、利用者からみれば国営時代と何ら変わるところはなく、依然として「暗黙の政府保証」が残存しているといわざるを得ない。

金融二社において民営化後に認可され、現在も取扱いが行われている新規業務については、改正前の民営化法に基づき、金融二社が期限を定めて完全民営化されることを前提に認可されたものであり、今回の法改正により、金融二社の株式処分について、期限の定めがなくなったことを踏まえると、認可された背景が全く異なるものと認識される。にもかかわらず、「既存の業務の見直しであるもの」「他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの」等については、すでに認可され、新規参入済みである事実のみをもって「調査審議を開始することに支障はない」とすることには違和感を覚える。

郵便貯金銀行による貸出業務への新規参入については、過去において他金融機関との提携による新規参入の認可がなされ、相応の実績が確保されているものの、「他金融機関との提携」と「郵便貯金銀行本体による参入」は全く性質が異なるものであり、郵便貯金銀行による当該業務への新規参入が、民間金融機関に与える影響とその是非について、ゼロベースから慎重に議論されるべきである。

特に、住宅ローン業務については、旧住宅金融公庫の撤退により、「官から民へ」シフトが進んできた経緯があり、住宅金融支援機構による民業補完という本来あるべき姿に近づきつつある中、間接的な政府出資が残る郵便貯金銀行が新たにこの業務に参入することで、「官から民へ」の動きに逆行することが懸念される。

郵便貯金銀行の収益力強化のためには、国債運用に偏った収益構造を見直し、利ざやの厚い貸出業務への参入を図るという考えについては、そもそもオーバーバンキング状態にある国内貸出市場において、巨大なスケールメリットを有する郵便貯金銀行が新規参入することで、更なる過当競争が生じ、貸出金利の一層の低下を促す等の影響が懸念される。この場合、郵便貯金銀行としても収益力強化という当初の目標は果たせなくなるばかりか、限られたエリアの中で地域密着型営業により経営を維持してきた地域金融機関の経営を圧迫することとなり、地域金融機関や地域経済に大きな影響を及ぼすものと考えられることから、慎重に検討がなされるべきである。

郵便貯金銀行の新規業務開始にあたっては、郵政民営化法第二条の基本理念にあるとおり、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響への配慮」「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保」が満たされることが大前提であり、郵政民営化委員会における個別の新規業務の調査審議にあたっては、こうした点を十分踏まえたうえで検討していただきたい。

（規模の縮小）

「所見」では、金融二社のバランスシートの規模について、「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まる」とされているが、民間秩序への適合を目指すのであれば、間接的な政府出資による信用力を背景に、現状でもメガバンクを上回る貯金量を有する郵便貯金銀行については、当然ながら規模の縮小が指向されるべきであり、この観点から、従前の「所見」においては明記されていた「バランスシートの規模縮小」について、今回の「所見」において触れられていないことは遺憾である。

改正法により、日本郵政グループには、郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスの提供が求められることとなったが、ユニバーサルサービス提供を理由に現状のコスト負担が容認されるものではなく、組織として経営効率化を図りながら、全国あまねくサービスを提供するべく経営努力を図ることが求められている。つまり、現状のコスト維持を前提にした必要収益から導き出されるバランスシートの規模ではなく、民業の補完に徹することを前提とした規模を目指すべきであり、バランスシートが肥大化することはないことを「所見」において明記するべきである。

新規業務の中でも「預入限度額の引上げ・撤廃」については、バランスシートの規模に直結するものであることから、特に慎重に検討されるべきである。改正法の国会審議や衆参両院による附帯決議の内容を尊重し、「他の金融機関等の経営を不当に圧迫する事態が生じないかどうか検証すること」が求められる。

以上